

平成 24 年 9 月 5 日

## 株式併合および単元株式数変更に関する Q & A

平成24年 6月28日開催の第65期定時株主総会において決議されました「株式併合の件」及び「定款一部変更の件（単元株式数の変更）」の効力発生日が平成24年10月 1日となります。つきましては株主の皆様により深くご理解いただくため、以下のとおり Q & A を作成いたしましたので、ご案内申し上げます。

### Q 1. 株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合とは、発行済みの複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。  
当社は、株式希薄化対策の一環として、発行済みの普通株式の総数をより適正化するために当社の発行済み普通株式について、4株を1株の割合で併合することといたしました。

### Q 2. 資産価値に影響を与えないのですか。

A 2. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向など他の要因を別とすれば、株主様がお持ちの株式の資産価値が変わるものではありません。  
保有する株式の数は4分の1になり、例えば1,000株ご所有の株主様の株式数は250株となりますが、1株あたりの純資産額は4倍となります。  
また、株価につきましても理論上は4倍となります。

### Q 3. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 3. 単元株式数とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買単位となる株式数で、今回1,000株から100株に変更するものです。  
全国の証券取引所では、上場する国内会社の売買単位を100株に統一することを目指しており、当社といたしましても上場企業としてかかる趣旨を尊重し対応することとしたものです。

## Q 4. 株主の所有株式・議決権はどのようになるのですか。

A 4. 各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成24年9月30日最終の名簿に記録された株式数に4分の1を乗じた株式数となります。  
証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成24年10月1日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。  
株式併合の効力発生による所有株式数および議決権数の変更について、具体的な例は以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	2,000株	2個	500株	5個	—
例②	4,360株	4個	1,090株	10個	—
例③	950株	—	237株	2個	0.5株
例④	3株	—	—	—	0.75株

- 例①に該当する株主様は特段のお手続きはございません。
- 例②に該当する株主様は特段のお手続きはございませんが、例②、③に発生する単元未満株式（例②は90株、例③は37株）につきましては、ご希望により単元未満株式の買取りおよび買増し制度がご利用できます。
- 例③、④に発生する端数株式相当分につきましては、すべての端数株式を当社が一括して処分（売却・買取など）し、それによって得た代金を各株主様の有する端数株式相当分に応じてお支払いいたします。
- ④に該当する株主様は当社株式の保有機会を失うこととなります。深くお詫びを申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。
- 株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。  
詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

**Q 5. 所有株式数が減ると、受け取る配当金は減りませんか。**

A 5. ご所有株式数は4分の1になりますが、1株あたりの配当金は4倍となります。  
なお、平成25年3月期決算における併合後の1株あたり配当金は5円を予定しております。

**Q 6. 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか。**

A 6. 特段のお手続きの必要はございません。  
なお、株式併合前のご所有株式が4株未満の株式は、株式併合により1株未満の端数株式となるため、すべての端数株式を当社が一括して処分（売却・買取など）し、それによって得た代金を各株主様の有する端数株式相当分に応じてお支払いいたします。  
株式併合前のご所有株式の総数が4株未満の株主様は当社株式の保有機会を失うこととなります。深くお詫びを申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

**Q 7. 株式併合により単元株式数に満たない株式（100株未満）が生じてしまいますが、単元未満株式の買取りまたは買増しを請求することはできますか。**

A 7. 市場での売買ができない単元未満株式を保有する株主様は、お取引の証券会社等で買取りまたは買増しの請求を受け付けております。また、証券会社に口座がなく、特別口座で管理されている株主様は、後記特別口座の口座管理機関にお問い合わせください。  
なお、単元未満株式の買取りまたは買増しの請求の受付が停止される期間がございますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。  
詳しくはお取引の証券会社または、後記特別口座の口座管理機関にお問い合わせください。

## Q 8. 株式の売買停止期間はありますか。

A 8. 売買停止期間はございませんが、売買後の株式の振替に要する日数などとの関係で、現在の売買単位である 1,000 株でのお取引は平成 24 年 9 月 25 日までとなります。  
平成 24 年 9 月 26 日から 100 株単位でのお取引となり、株価も株式併合の効果が反映されたものとなります。

## Q 9. スケジュールはどうなりますか。

A 9. スケジュールは以下のとおりです。

- 平成24 年 9月25日 : 当社株式の売買単位が1,000株での売買最終日
- 平成24 年 9月26日 : 当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更  
当社株価に株式併合の効果が反映
- 平成24 年10月 1日 : 株式併合と単元株式数変更の効力発生
- 平成24 年11月 5日 : 株主の皆様へ株式併合割当通知発送 (予定)
- 平成24 年11月21日 : 端数株式相当分の処分代金のお支払開始 (予定)  
※ゆうちょ領収書払いとなります。

### ◆お問い合わせ先◆

株式併合および単元株式数変更に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または下記特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）までお問い合わせください。

特別口座の口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社  
(株主名簿管理人)

### 【お問い合わせ先】

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話：0120-782-031（フリーダイヤル）

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

以上